

# 山形市感染症予防計画



この計画の推進により、

SDGsの達成に貢献することを目指します

令和6年3月  
山形市

## 【目 次】

### I はじめに

- 1 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 4 計画期間及び進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

### II 新型コロナウイルス感染症に関する対応と課題

- 1 市全体における対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 保健所における対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 市全体における課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 4 保健所における課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 山形市感染症予防計画への反映項目・・・・・・・・・・・・・・ 7

### III 山形市における感染症予防推進等の考え方

- 1 感染症の予防と人権尊重の両立を基本とした情報管理・・・・ 8
- 2 感染症対策の強化に向けた全庁的な組織連携・・・・・・・・・・ 8
- 3 市民が安心して療養するための医療機関との連携・・・・・・・・ 8
- 4 感染症予防を強化する関係機関との連携・・・・・・・・・・・・ 8
- 5 円滑な感染症対応に向けた保健所体制の整備・・・・・・・・・・ 9
- 6 感染症対策推進に向けた人材の確保と養成・・・・・・・・・・・・ 9

### IV 計画推進のための施策

#### 第1 感染症の発生予防

- 1 基本的な考え方
  - (1) 体制構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
  - (2) 普及啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
  - (3) 関係機関及び関係団体との連携・・・・・・・・・・・・・・ 10
  - (4) 予防接種・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
  - (5) 早期発見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2 取組内容
  - (1) 感染症発生の動向把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
  - (2) 予防接種の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
  - (3) 結核に係る定期健康診断の実施・・・・・・・・・・・・・・ 11
  - (4) 関係各部門及び関係機関等との連携・・・・・・・・・・・・ 12

## 第2 感染症のまん延防止

### 1 基本的な考え方

- (1) まん延防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
- (2) 普及啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
- (3) 患者等の人権尊重・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
- (4) 県及び他保健所との連携・・・・・・・・・・・・・・14
- (5) 広域的な連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
- (6) 臨時の予防接種・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

### 2 取組内容

- (1) 対人措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
- (2) 積極的疫学調査の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
- (3) 感染症の診査に関する協議会の開催・・・・・・・・16
- (4) 消毒その他の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
- (5) 指定感染症への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
- (6) 新感染症への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
- (7) 関係各部門及び関係機関等との連携・・・・・・・・17

## 第3 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査

### 1 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

### 2 取組内容

- (1) 情報の収集及び調査の推進・・・・・・・・・・・・・・19
- (2) 関係機関等との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

## 第4 病原体等の検査実施体制及び検査能力向上

### 1 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20

### 2 取組内容

- (1) 市における方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
- (2) 総合的な病原体等の検査情報の収集、分析及び公表のための検査体制の構築・・・・20
- (3) 関係機関及び関係団体との連携・・・・・・・・・・・・20

## 第5 感染症患者の移送体制確保

### 1 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21

### 2 取組内容

- (1) 感染症患者の移送のための体制の確保の方策・・・・21
- (2) 関係機関及び関係団体との連携・・・・・・・・・・・・21

## **第6 宿泊療養施設の確保**

- 1 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 2 取組内容
  - (1) 宿泊療養施設の確保の方策・・・・・・・・・・ 23
  - (2) 宿泊療養施設の運営体制の構築・・・・・・・・ 23

## **第7 外出自粛対象者の療養生活の環境整備**

- 1 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 2 取組内容
  - (1) 外出自粛対象者の療養生活の環境整備の方策・・・・・・・・ 24
  - (2) 高齢者施設や障がい者施設等における療養環境の整備への支援・・ 24

## **第8 感染症の予防に関する人材の養成及び資質向上**

- 1 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 2 取組内容
  - (1) 人材の養成及び資質の向上・・・・・・・・・・ 26
  - (2) IHEAT 要員の活用・・・・・・・・・・ 26
  - (3) 関係機関の職員等に対する研修及び支援・・ 26

## **第9 感染症の予防に関する保健所の体制確保**

- 1 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 2 取組内容
  - (1) 感染症の発生予防及びまん延防止に関する保健所の体制確保・・ 28
  - (2) 関係機関等との連携・・・・・・・・・・ 29

## **第10 緊急時における対応**

- 1 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- 2 取組内容
  - (1) 感染症の発生予防及びまん延防止並びに医療の提供のための施策・・ 30
  - (2) 県等との連絡体制・・・・・・・・・・ 30
  - (3) 緊急時における情報提供・・・・・・・・・・ 31

## **第11 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに患者等の人権尊重**

- 1 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- 2 取組内容
  - (1) 市における方策・・・・・・・・・・ 32
  - (2) 普及啓発及び人権の尊重のためのその他の方策・・・・・・・・ 33
  - (3) 関係機関及び関係団体との連携・・・・・・・・ 33

## 第12 その他感染症予防の推進に関する重要事項

1	施設内感染の防止	34
2	災害防疫	34
3	外国人への対応	34
4	薬剤耐性対策	35
5	後遺症への対応	35
	用語集	36
	略称集	37
	感染症法の対象となる感染症の分類と考え方	38

# I はじめに

## 1 計画策定の背景

新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応に関する様々な課題を踏まえ、感染症の発生予防及びまん延防止に備えるため、改正感染症法が令和4年12月に公布された。

感染症法の一部改正により、平時から新興感染症への備えを進めるとともに、有事には機動的に対応できるよう、国が策定する基本指針及び山形県感染症予防計画の記載事項を充実させるほか、地域の実情に応じた感染対策に取り組む必要があることから、保健所設置市においても予防計画の策定が義務付けられ、感染症対策の一層の充実を図ることが示された。

## 2 計画策定の趣旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応に関する様々な課題を踏まえ、感染症の発生予防及びまん延防止の観点から感染症対策を総合的かつ計画的に推進するために策定する。

計画策定に当たっては、感染症発生後における事後の対策に加え、病床、人材等の確保、保健所や検査等体制の強化など、事前の対策に関する視点も重視する。

## 3 計画の位置付け

本計画は、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、感染症法に基づき、国の基本指針及び山形県感染症予防計画に即して定める。

なお、本計画は感染症の発生予防及びまん延防止等に関する基本的な方向性を定めたものであり、保健所における感染症対策の具体的方策は対処計画等に定めることとする。

## 予防計画と他の計画との関係性

	新型インフルエンザ等 特措法	感染症法	地域保健法
国	政府行動 計画	業務継続 計画 (BCP)	感染症予防 基本指針  予防計画策定 ガイドライン  地域保健 基本指針  地域健康 危機管理 ガイドライン (感染症編)
山形県	行動計画	業務継続 計画 (BCP)	予防計画
山形市	行動計画	業務継続 計画 (BCP)	<b>予防計画</b>
山形市 保健所	対応 マニュアル	業務継続 計画 (BCP)	健康危機 対処計画

※破線内が本市該当部分

※上記のほか、学校及び各施設等においては、国からの通知やガイドライン等を参考に  
対応マニュアルの作成や見直しを図る。

## 4 計画期間及び進捗管理

計画期間は、令和6年4月1日から令和12年3月31日までの6年間とする。

感染症法に基づき、県が設置する山形県感染症対策連携協議会を通じて本計画について協議し、本計画に基づく取組状況を毎年報告し、進捗管理を行う。

また、PDCA サイクルに基づく改善を図りながら、平時より関係者が一体となり、感染症の発生予防及びまん延防止を行うための取組を進める。

## Ⅱ 新型コロナウイルス感染症に関する対応と課題

山形市における新型コロナウイルス感染症への対応については、保健所内において「新型コロナウイルス感染症対応の記録」を作成したほか、関係各課にアンケートを行い意見をまとめ、対応及び課題を整理した。

この対応及び課題を本計画の策定に反映させるものとする。

### 1 市全体における対応

#### (1) 感染拡大の防止に向けた全庁的体制の構築による迅速かつ適切な対応

ア 「山形市新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置により、全庁的な情報共有と迅速な意思決定を行うための体制を早期に構築し、いち早く感染拡大の抑制に努めた。

イ 状況に応じて「庁内プロジェクトチーム」を設置し、マスク・消毒液対策や PCR 検査対策等、感染拡大の防止に向けた組織横断的な連携と迅速な意思決定のもと、柔軟に対応できた。

ウ 市医師会、山形大学医学部、県看護協会、市薬剤師会をはじめとする医療機関等から最大限の協力を得て、コロナ対応に市を挙げて取り組むことができた。

エ 「緊急事態宣言」等の発令や感染拡大の状況に合わせて、国や県と連動しながら市独自の制度や事業等を実施し、感染予防と経済活動の両立を図ることができた。

オ 市保健所の専門的知見による判断のもと、イベントの中止や市有施設の使用制限、学校の休校等を迅速かつ適切に決定したことで感染拡大の抑制を図ることができた。

#### (2) 市民生活の安定や市民の不安軽減等に向けた感染予防・経済活動両立支援などの各種施策の実施

ア 感染リスクが高い各種施設（介護施設・保育施設等）や感染すると重症化リスクが高い市民等（妊婦等）に対して、マスクや消毒液等を配布し、衛生用品等に不足が生じた時期等において対応することができた。

イ 積極的な記者会見の開催や広報誌、ホームページ、SNS 等による周知啓発等、様々な機会や広報媒体を活用し、市民等に正確で分かりやすい情報を迅速、かつ継続的に提供した。

ウ 企業との協定による PCR 検査センターを設置し、市民が安心して検査を受けられる機会の確保や環境整備を行った。

エ 休業要請に応じた飲食店等に対する家賃補助、飲食店の従業員に対する無料の PCR 検査、新型コロナウイルス感染防止対策宣言店 PR 事業



を行うことで、店舗の事業継続と市民が安心して飲食店を利用できる環境整備を図った。

### **(3) 新型コロナワクチンの接種率の向上に向けた各種施策の実施**

- ア 新型コロナウイルスワクチン接種プロジェクトチームを設置し、組織横断的な情報共有と連携を図りながら、ワクチン接種の体制構築や実施の意思決定を行い、接種の取組を進めたことにより、新型コロナワクチンの確保に繋がった。
- イ 市医師会、山形大学医学部、県看護協会、市薬剤師会等との連携により、大規模集団接種や個別接種等の接種体制を早期に確立できたことが、主要都市においてワクチン接種率日本一となる成果に繋がった。
- ウ 電話予約に対応するコールセンターの設置や LINE・WEB 予約のための操作サポートなど、予約体制を工夫するとともに、大規模集団接種会場への無料送迎バスの運行等、市民目線に立った施策に取り組んだことが、ワクチン接種率の向上に繋がった。

## **2 保健所における対応**

### **(1) 保健所が有する情報や知見、ネットワークの活用による各種取組の実施**

- ア 国の基本的対処方針に基づき、度重なる変更にも柔軟に対応し、山形市の状況に合わせた感染症対策を実施できた。
- イ 本市における感染状況の調査結果を勘案しながら、情報発信等を実施したことで市民の不安軽減に繋がった。
- ウ 検査業務を早期から外部検査機関に業務委託したことにより、感染拡大時においても円滑に検査を実施でき、感染者の早期発見に繋がった。
- エ 県看護協会等の協力により外部人材を活用することで、感染拡大時も積極的疫学調査や健康観察等の業務を継続することができた。
- オ クラスターが発生した際、集団の特徴に応じた対策を講じ、早期収束に繋げることができた。
- カ 保健所のシンクタンク機能を活用し、健康観察等のデータ分析を行ったことで、家庭内・親族間の感染が本市における感染拡大の一因であることが明らかとなり、今後の感染対策を検討する上での示唆を得ることができた。

### **(2) 適切な情報発信と、感染しても安心して療養できる環境の整備**

- ア 「新しい生活様式」を周知し感染予防の徹底を図るために、ホームページ、SNS 等で情報を発信するとともに、患者等への差別や偏見を生じさせないための情報も発信することができた。

イ 感染者の入院や受診のため、県の受入調整本部と連携し受入先を調整したことで、確実に医療機関に繋ぐことができた。

ウ コールセンターの設置や自宅療養者の食料支援、宿泊療養施設の設置等、県が実施した対策を、県と連携し実施できた。

### 3 市全体における課題

#### (1) 国・県をはじめとする他関係機関との調整

市民が使用する施設（学校、公民館、コミュニティセンター等）における使用制限や制限解除については、国からの通知の後に県での対応が決定され、その後市へ情報提供される状況であった。特に休校措置等については至急の対応が必要であったことから、休校や施設の休館及び制限解除等に係る対応を行うためには、県と市の所管部署の事前の情報共有や打合せが必要であった。

#### (2) 全庁的な感染症対応に向けた取組

ア 新たな感染症が発生した場合、関係部署（指定管理施設、学校、福祉施設、子育て関連施設等を含む）に基本的な感染症対策を速やかに伝えられるよう、保健所等が中心となり、事前に情報共有を図ったり対応マニュアル等を定めておいたりする必要がある。

イ 新型コロナウイルス感染症に関する対応体制の確保計画については、関係部署間での事前協議がなされないまま本部員会議で決定されたため、作成段階で全庁的な調整を図るべきだった。

#### (3) 平時における対応等

新たな感染症が発生した際に、まん延防止に向けた取組が実施できるような体制が整っていなかったことから、平時から感染症に関する情報や知識を周知するとともに、感染症の流行段階に合わせた業務・人員体制等の構築を行う等、感染症対策の強化を図る必要がある。

### 4 保健所における課題

#### (1) 不安軽減に向けた情報発信

ア ホームページや SNS 等を用いた周知は、活用していない一部の市民に対しては届かないことがあるため、年齢層も考慮し、様々な周知方法を工夫しながら、迅速に情報発信する必要がある。

イ 障がい者や外国人等の特性に合わせた周知方法を工夫する必要があった。

ウ 情報は市民に不安を与える場合があるため、保健所は、科学的根拠

に基づいた正確な情報を発信する必要がある。

## (2) 感染症に対する正しい知識の普及

- ア 保育・高齢者・障がい者等施設、学校等において、クラスターが多数発生した状況を踏まえ、各施設における感染拡大の防止に向け、感染症に対する正しい知識の普及と対策を講じる必要がある。
- イ 市民データの分析結果より、家庭内・親族間の感染の割合が高いことが明らかとなったため、まん延が生じないように対策を講じる必要がある。

## (3) 円滑な感染症対応に向けた業務体制の構築

- ア 指揮命令系統が確立していなかったため、様々な業務において責任者となる職員を中心とした調整がうまく機能しなかった。
- イ 応援職員の受入体制が整っていなかったため、業務を効率的に進めることができなかった。
- ウ 国のシステム（HER-SYS）による健康観察は、役割分担の不明確さにより、有効活用できなかった。
- エ 業務スペースを確保できず、分散して作業に従事することになったため、業務内容や情報の共有に時間を要した。
- オ 救急搬送は、医療機関の受入調整に時間がかかり、消防や保健所の業務が停滞することに繋がった。
- カ 度重なる国の対応方針の変更等により、保健所職員間で最新の情報をタイムリーに共有できなかった。
- キ 施設や学校等を所管する部署等との情報伝達や対応策の検討等に不明瞭な部分があり、保健所内に相談が集中したこと等から、平時から業務体制等を構築しておく必要がある。
- ク 保健所設置後間もない時期での対応となり、大規模な感染症の発生についての経験がなく、専門的な判断に時間を要し、業務が遅延した。

○山形市感染症予防計画への反映項目

		平時からの対応	有事の対応
情報管理		<ul style="list-style-type: none"> <li>●情報の収集                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症の発生動向や市民データ等を収集し、本市の実情を分析</li> </ul> </li> <li>●普及啓発                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な媒体と機会を活用した知識の普及</li> <li>・障がい者や外国人等の特性に合わせた周知</li> <li>・家庭内・親族間の感染の対策方法について広く市民に周知</li> </ul> </li> <li>●リスクコミュニケーション                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・有事に備え、常に最新の情報を共有できる体制構築</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●普及啓発の強化                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染状況の変化や本市の実情に応じ、正確かつタイムリーな情報の周知徹底</li> <li>・患者等に対する誤解や偏見、差別、風評被害を防止</li> </ul> </li> <li>●相談体制の整備                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・受診相談や健康相談、ワクチン接種に関する相談等に対応する窓口の設置</li> </ul> </li> </ul>
連携	庁内組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>●役割・業務体制の整備                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・各部署との担当役割の明確化</li> <li>・感染拡大に備えた人員体制の整備</li> <li>・感染拡大に備えた衛生用品等の管理</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発生状況に応じた対応                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症に関する最新の情報や通知を全庁的に共有し、各部署が必要な情報の発信、対応を実施</li> </ul> </li> </ul>
	医療機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>●役割・業務体制の整備                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師の適切な届出による感染症発生動向調査の実施</li> <li>・最新の医学的知見を踏まえた施設内感染に関する情報提供</li> <li>・外出自粛対象者の健康観察や相談、受診体制の整備</li> <li>・施設の協力医療機関との役割分担による地域医療体制の構築</li> <li>・医療機関の受入体制の情報共有</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発生状況に応じた対応                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・最新の知見を共有の上、感染症の特性に応じた対応</li> </ul> </li> </ul>
	関係機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>●役割・業務体制の整備                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者施設や保育施設等への研修を通じた、感染症発生時に対応できる人材の養成</li> <li>・施設等の感染対策マニュアルの作成により有事に対応できる体制構築の支援</li> <li>・有事の検査や移送等を想定した外部機関への業務委託に向けた体制整備</li> <li>・消防本部との安全な移送体制確保のための役割分担</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発生状況に応じた対応                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・最新の知見を共有の上、感染症の特性に応じた対応</li> <li>・クラスターが発生した施設等へ、発生状況に応じた支援の実施</li> </ul> </li> </ul>
保健所体制		<ul style="list-style-type: none"> <li>●組織体制整備                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・統括保健師等の配置等による、業務横断的な調整の確立</li> <li>・組織内の役割分担と応援職員等の受援体制整備</li> </ul> </li> <li>●業務体制整備                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務マニュアルの整備</li> <li>・ICT活用に向けた人員配置とシステム構築</li> <li>・感染拡大に備えた人員体制の整備</li> <li>・有事を想定した実践的な訓練の実施</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発生状況に応じた対応                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務室に応じた職員の配置、応援職員の受入</li> <li>・ICT活用、外部委託を含めた業務の効率化</li> <li>・職員のメンタルヘルスと勤務体制の管理</li> <li>・情報のタイムリーな収集・共有</li> </ul> </li> </ul>
人材の確保と養成		<ul style="list-style-type: none"> <li>●想定される業務に対応できる人員の確保                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内各部署からの応援体制整備</li> <li>・IHEAT要員を含む看護職等外部人材の確保</li> </ul> </li> <li>●感染症対策に精通した人材の養成                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所職員等の研修参加による専門性の向上</li> <li>・感染症対策の中核を担う人材の養成</li> <li>・感染症に関する知識を習得した者を通じた知識の伝達</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●人材の活用                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症対策の中核を担う人材を中心的な役割として据えた業務の実施</li> <li>・業務マニュアルに沿った業務の遂行</li> <li>・職種の特長を活かした業務配置</li> </ul> </li> </ul>

### Ⅲ 山形市における感染症予防推進等の考え方

#### 1 感染症の予防と人権尊重の両立を基本とした情報管理

市民一人ひとりが感染症の予防に努めることができるよう、感染症の発生動向や市民データ等を収集し、本市の実情を分析の上、適切な情報を発信する。情報の発信に当たっては、ホームページや SNS 等多様な媒体と記者会見等様々な機会を活用して、正確かつタイムリーな周知を徹底する。

また、患者や医療従事者等の人権が損なわれることがないように、誤解や偏見、差別、風評被害を防止し、市民が安心して生活できるよう配慮しながら、感染症の発生予防及びまん延防止に努める。

#### 2 感染症対策の強化に向けた全庁的な組織連携

感染症対策について、各部署が担当する役割を明確にし、平時より感染拡大に備えた人員体制や対応マニュアル等の整備を行う等、感染症の発生予防及びまん延防止の施策を講じる。

また、感染症発生時は、感染症に関する最新の情報や通知を全庁的に共有し、各部署が関係機関に対し必要な情報を発信する等の対応を行う。

#### 3 市民が安心して療養するための医療機関との連携

感染症の患者に対する良質、適切及び迅速な医療の提供が行われ、早期治療によるまん延防止を実現するため、県、山形大学医学部、第一種感染症指定医療機関である県立中央病院及び市医師会等の関係機関と定期的に情報交換を行いながら、医療提供体制の充実を図る。

また、外出自粛対象者への対応については、体調悪化時に適切な医療に繋がられるよう医療機関等と連携し、健康観察の体制整備を行う。

#### 4 感染症予防を強化する関係機関との連携

保育施設や高齢者施設等においては、研修を通じ感染症対策や対応の役割を担うことができる人材を養成するとともに、クラスター発生等に備え感染症対策マニュアルを作成する等、感染対策の充実を図る。保健所は、施設等が感染対策の充実を図れるよう支援する。

さらに、感染症の発生に応じ、検査業務や移送業務等を民間事業者へ委託する等、民間企業と連携し、業務体制の確保を図る。

## **5 円滑な感染症対応に向けた保健所体制の整備**

保健所は、本市における感染症対策の中核的機関として、平時は市民等に対し、感染症に関する正しい知識の普及等を通じて感染症の発生予防に努め、感染症発生時においては周囲へのまん延を防止する迅速かつ適切な対応を実施する。

また、平時から感染症の拡大を想定し、保健所内の必要な組織体制と業務体制を整備し、感染症の発生状況に応じた体制へ迅速に切り替えることができるよう備える。

## **6 感染症対策推進に向けた人材の確保と養成**

感染症の拡大を想定し、庁内各部署からの応援体制の整備や、IHEAT 要員をはじめとする看護職等の外部人材を含めた人材の確保に努める。

また、研修会等への積極的な参加を促し、感染症に関する様々な職種の専門性の向上に努める等、人材の養成等の取組を計画的に行い、感染症発生時にはその人材を活用し業務を行う。

## IV 計画推進のための施策

### 第1 感染症の発生予防

#### 1 基本的な考え方

##### (1) 体制構築

感染症の発生予防対策として、平時から県や関係機関との連携を図り、体制を構築するとともに、患者の人権の尊重等に配慮して感染症対策を実施していく。

また、マスク等の衛生用品については、入手困難な状況が生じた場合に、集団感染のリスクが高い高齢者・障がい者施設及び保育施設や重症化リスクが高い市民等へ配布する等の対応ができるよう、体制を整備する。

##### (2) 普及啓発

市民一人ひとりが感染症の予防に関する意識を高めることができるよう、家庭内・親族間の感染の予防について等、正しい知識の普及啓発を図る。

##### (3) 関係機関及び関係団体との連携

感染症予防対策のために行われる施策は、感染症発生動向調査がその基礎となるが、さらに、平時における食品衛生対策、環境衛生対策等について、関係機関及び関係団体との連携を図りながら、施策を講じていく。

##### (4) 予防接種

予防接種による予防が可能であり、ワクチンの有効性及び安全性が確認されている感染症については、実施体制の整備を進め、予防接種法に基づき適切に行われることが重要である。ワクチンに関する正しい知識の普及啓発を進め、市民の理解を得ながら積極的に推進していく。

また、国、県及び市医師会等と連携し、接種体制を構築していく。

##### (5) 早期発見

結核、性感染症や肝炎等の感染症に対しては、定期健康診断の徹底や保健所等による検査機会の提供により、感染者を早期に発見し、治療につなげることで感染拡大を防止する。

#### 2 取組内容

##### (1) 感染症発生の動向把握

###### ア 指定届出機関の整備

感染症法第14条に規定する指定届出機関については、定量的な感染症の種類ごとの罹患率等の推定を含めて、感染症発生の状況及び動向

をより正確に把握ができるよう県や市医師会等と協力して整備する。

#### **イ 届出義務の周知**

感染症法第 12 条に規定する届出の義務について、市医師会等を通じて周知を行い、感染症発生動向調査の重要性についての理解を求め、病原体の提出など調査への協力を求めている。

#### **ウ 適切な届出**

感染症の患者や疑似症患者発生時においては、その種別に応じ、感染症拡大防止のため迅速に対応する必要がある。こうした状況から、医師から保健所への届出については迅速かつ適切に行われるよう求めている。

#### **エ 動物等の感染症への対応**

感染症法第 13 条の規定による届出を受けた場合には、当該届出に係る動物又はその死体が感染症を人に感染させることを防止するため、保健所、県衛生研究所、動物担当部門等が相互に連携して、速やかに積極的疫学調査の実施その他必要な措置を行う。

#### **オ 情報の提供**

県感染症情報センターからの情報に基づき、市民や医師等医療関係者に対し、ホームページ等を用いて感染症に関する情報を提供し、広く感染症についての注意喚起を行う。

#### **カ 感染症情報の収集**

新型インフルエンザ等感染症等の新興感染症が発生した場合の危機管理体制を有効に機能させるために、新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、監視体制を強化し、国内外の情報収集に努める。

また、海外の感染症情報の収集については、検疫所、国立感染症研究所、県衛生研究所をはじめとする関係機関と連携しながら、積極的に進める。

### **(2) 予防接種の推進**

予防接種の実施に当たっては、市医師会等と十分な連携を図り、接種対象者が予防接種をより安心して受けられるよう、実施体制を整備する。

また、予防接種を受けられる場所、医療機関等に関する情報を積極的に提供する。

### **(3) 結核に係る定期健康診断の実施**

二類感染症の結核について、本市の定期健康診断による患者発見率は極めて低いですが、新たに診断されている結核患者は高齢者が半数以上を占める。そのため、結核に係る定期健康診断を重点的に実施する対象者を 65 歳以上の者とし、受診率向上を図る。これについては、健康診断担当部署等と連携して適切な受診機会を確保する。



また、発症すると二次感染を誘発しやすい職業等、定期健康診断の実施が有効かつ合理的であると認められる者については、重点的な健康診断を実施する。

#### **(4) 関係各部門及び関係機関等との連携**

##### **ア 食品衛生対策との連携**

飲食に起因する感染症の予防や給食施設等への発生予防指導について、食中毒対策と併せて食品衛生対策部門が主体となり実施する。なお、二次感染によるまん延防止等の情報の公表や指導については感染症対策部門が主体となり実施するが、両部門が相互に連携しながら対策を講じる。

##### **イ 環境衛生対策との連携**

###### **(7) 正しい知識の普及**

市は平時から、レジオネラ症等の水や空調設備を介する感染症の発生予防のため、多くの人が利用する大型商業施設や興行場等の特定建築物及び高齢者施設等の給水設備や空調設備が適切に維持管理されるよう、環境衛生部門において立入検査や管理者等への助言指導を行う。また、ねずみ族及び昆虫等を介する感染症発生を予防するため、感染症を媒介するねずみ族及び昆虫等（以下「感染症媒介昆虫等」という。）の駆除及び防鼠並びに防虫の必要性等に関する正しい知識の普及、蚊を介する感染症が流行している海外の地域等に関する情報提供、野鳥等の死亡鳥類の調査、関係業種への指導等について、感染症対策部門と環境衛生対策部門が相互に連携しながら対策を講じる。

###### **(4) 感染症媒介昆虫等の駆除、防鼠及び防虫の実施**

平時における感染症媒介昆虫等の駆除、防鼠及び防虫の実施については、市が関係機関と十分に協議の上、判断する。また、駆除に当たっては、過剰な消毒及び駆除とならないよう配慮する。

##### **ウ 動物衛生対策との連携**

###### **(7) 情報収集の体制整備**

積極的疫学調査の一環として、動物の病原体保有状況調査（人獣共通感染症の病原体の動物における保有の状況に係る調査。以下同じ。）による情報収集のため、県内保健所、県衛生研究所及び環境衛生対策部門や動物担当部門と連携し、必要な体制を整備する。

###### **(4) 届出義務についての周知**

人獣共通感染症の予防及びまん延防止のため、感染症対策部門は、人獣共通感染症に対する必要な措置等が速やかに行えるよう、獣医師等に対し、感染症法に規定する届出の義務について周知する。また、保健所や市医師会、県獣医師会等の関係機関が情報交換等により連

携を図るとともに、市民に対して情報を提供する。

## **エ 関係機関及び関係団体との連携**

感染症の予防を効果的かつ効率的に進めていくため、学校や企業等の関係機関をはじめ、国、県及び市医師会等の関係団体との連携を図っていく。

## 第2 感染症のまん延防止

### 1 基本的な考え方

#### (1) まん延防止

感染症のまん延防止対策の実施に当たっては、患者等の人権を尊重し、健康危機管理の視点に立った、迅速かつ適切な対応に留意する。

また、市民一人ひとりの感染予防及び早期治療の積み重ねにより、社会全体へのまん延防止を図ることを基本とする。

#### (2) 普及啓発

感染症のまん延防止のために、県が公表する感染症発生動向調査に基づいて情報を提供し、市民自らが予防に努め、健康を守る努力を行うよう普及啓発に努める。

#### (3) 患者等の人権尊重

入院勧告（措置）や就業制限等、一定の行動制限を伴う対策は必要最低限のものとし、患者等の人権を十分に尊重する。それらの対応は、医療関係者による十分な説明と患者等の同意に基づくことを原則とする。

また、対人措置及び対物措置を実施するに当たっては、感染症発生動向調査等により収集された情報を適切に活用する。

#### (4) 県及び他保健所との連携

新興感染症の発生状況や動向、原因に関する情報の公表に関しては、必要に応じて県及び他保健所と連携する。また、当該協力のために必要がある場合は、個人情報の保護に留意の上、連携した県等に患者等に関する情報を提供する。

#### (5) 広域的な連携

複数の自治体にまたがる広域的な感染症の発生に備え、県や近隣の自治体等との連携体制の構築に努める。

#### (6) 臨時の予防接種

感染症のまん延防止のため、緊急の必要があるときは、予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第1項の規定に基づき、予防接種を適切に実施する。

### 2 取組内容

#### (1) 対人措置

##### ア 患者等の人権尊重

健康診断、就業制限及び入院勧告（措置）の適用に当たっては、対象となる患者等に感染症の発生及びまん延に関する情報を提供し、その

理解と協力を求めながら行うことを基本とし、人権尊重の観点からその措置は必要最小限にとどめるものとする。また、審査請求に係る教示等の手続及び感染症法第 20 条第 6 項に基づく患者等に対する意見を述べる機会の付与を厳正に行う。

#### **イ 検体採取及び健康診断**

検体の提出もしくは検体の採取の要請、または健康診断の勧告等に当たっては、病原体の感染経路その他の事情を十分考慮した上で、医学的に当該感染症にかかっていると疑うに足りる理由のある者を対象とする。

また、必要に応じ、情報の公表を的確に行うことにより、市民が自発的に健康診断を受けるよう勧奨する。

#### **ウ 就業制限**

就業制限については、対象者の自覚に基づく自発的な休暇や就業制限の対象外業務に一時的に従事すること等により対応することを基本とし、対象者とその関係者に対し十分な説明を行い、理解を得た上で実施する。

#### **エ 入院勧告及び退院請求への対応**

入院勧告（措置）を行う際は、保健所から患者等に対して、入院の理由、退院請求や審査請求に関する事等、入院勧告の通知に記載する事項を含め、口頭により十分な説明を行い患者等の同意（理解）に基づき実施する。

また、保健所は、入院勧告等の実施後は、講じた措置の内容や提供された医療の内容及び患者の病状について、患者ごとに記録表を作成する等の統一的な把握を行う。入院後も、感染症法に基づく処遇に関する苦情の申出に対して誠実に対応するとともに、医師の十分な説明やカウンセリング（相談）を通じ、患者等の精神的不安の軽減を図るよう医療機関に要請する。入院勧告等に係る患者等が感染症法第 22 条第 3 項に基づく退院請求を行った場合は、当該患者が病原体を保有しているかどうかの確認を速やかに行う。

### **(2) 積極的疫学調査の実施**

#### **ア 積極的疫学調査**

積極的疫学調査は、次の場合に行う。

- (ア) 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（直ちに届け出ることが定められているもの）又は新型インフルエンザ等感染症の患者が発生、又は発生した疑いがある場合
- (イ) 五類感染症の発生の状況に異常が認められる場合
- (ウ) 国内で発生していない感染症であって国外でまん延しているもの

が発生する恐れがある場合

(エ) 動物が人に感染させる恐れがある場合

(オ) その他必要と認める場合

また、実施に当たっては、対象者に対してその趣旨をよく説明し、理解と協力が得られるよう努める。また、一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者等に対しては、人権に配慮しつつ、正当な理由がなく応じない場合には、指示や罰則の対象となることをあらかじめ丁寧に説明する。

## イ 関係機関との連携

積極的疫学調査の実施に当たっては、県内保健所、県衛生研究所及び動物担当部門と緊密な連携を図ることにより、地域における詳細な流行状況の把握並びに感染源及び感染経路の究明を迅速に進める。

### (3) 感染症の診査に関する協議会の開催

感染症の診査に関する協議会（以下「感染症診査協議会」という。）は、「山形市感染症診査協議会条例」に基づき設置する。感染症診査協議会においては、感染症のまん延防止の観点から、感染症に関する専門的な判断を行うとともに、患者等への医療や人権を尊重する視点が重要である。そのため、感染症診査協議会の委員の任命に当たっては、設置目的を踏まえながら、広範に人選を行う。

また、協議にあたり必要な場合は、山形県感染症診査協議会との連携を図る。

### (4) 消毒その他の措置

対物措置（個人や団体の所有物に対する消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除、物件に対する廃棄等の措置、建物への立ち入り制限又は封鎖、交通の制限及び遮断等の措置）を実施するに当たっては、関係機関との連携のもと、個人の権利に配慮し必要最小限にとどめるとともに、可能な限り関係者の理解を得ながら実施する。

### (5) 指定感染症への対応

指定感染症は、その有する感染力や重篤性等を勘案して、健康危機管理の観点から緊急避難的に設けられたものであることから、対応体制を整備しておくことはもちろんのこと、発生した場合は国や県等との十分な連携のもと迅速かつ的確に対処する。さらに、市民に対し正しい情報を提供し、まん延防止に努める。

### (6) 新感染症への対応

新感染症に対する体制整備を図るとともに、その発生時や、新感染症が疑われる症例が報告された場合には、国や県等からの技術的な指導助言を求めながら、迅速かつ的確に対応する。

## **(7) 関係各部門及び関係機関等との連携**

### **ア 食品衛生対策との連携**

食中毒等の食品媒介感染症が疑われる疾患が発生した場合には、保健所長等の指揮のもと、食品衛生対策部門と感染症対策部門が検査部門とも相互に連携を図りながら、迅速な原因究明を行う。食品媒介感染症であると判明した場合には、食品衛生対策部門にあつては、原因となった食品等について、必要に応じて病原体に汚染された食品等の販売禁止や営業停止等の行政処分等を講じ、感染症対策部門においては、二次感染によるまん延を防止するための消毒指導や公表等必要な措置を講じる。

### **イ 環境衛生対策との連携**

水や空調設備、ねずみ族、昆虫等を介した感染症のまん延防止のため、感染症対策部門は、環境衛生対策部門と連携して対応する。

### **ウ 動物衛生対策との連携**

鳥インフルエンザ等動物由来感染症のまん延防止の対策については、感染症対策部門は、動物衛生対策部門と適切に連携をとりながら対策を講じていく。

### **エ 検疫所との連携**

検疫感染症の患者発生時又は発生の恐れがある場合は、検疫所と連携のもと、感染症のまん延防止に必要な措置を講じる。

### **オ 関係機関及び関係団体との連携**

集団発生や原因不明の感染症が発生した場合にも迅速な対応ができるよう、国や県及び市医師会等の医療関係団体との連携体制を構築する。

### **カ 学校及び保育施設・高齢者施設等との連携**

学校及び保育施設・高齢者施設等は、感染症の集団発生が生じやすい場所であり、特に高齢者等は重症化リスクが高いことを十分に認識した上で対応する必要があることから、保健所等と連携し有効な対策等を講じる。

また、感染症の発生を確認した場合には、校医や施設の配置医師、嘱託医及び協力医療機関等と連携・協力してまん延防止対策を講じる。具体的な対応については、国からの通知やガイドライン等を参考に実施する。

なお、学校は国の動向を踏まえつつ、保健所等と連携しながら、児童・生徒等に対し感染症の予防に関する正しい知識や行動を普及し、感染症の発生予防及びまん延を防止していくとともに、感染症の患者等に対し誤解や偏見が生じないよう教育を推進する等の対策を講じる。

## **キ 市消防本部等との連携**

傷病者を搬送した後、当該傷病者が感染症法第 12 条第 1 項第 1 号等に規定する患者等であると医療機関が判断した場合には、医療機関から市消防本部等に対して、当該感染症等に関する情報等を適切に提供する体制を整備する。

### 第3 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査

#### 1 基本的な考え方

感染症対策は、科学的な知見に基づいて推進されるべきものであり、感染症対策の基本となる感染症及び病原体等に関する情報の収集及び調査は、県感染症対策マニュアル等を参考に、県衛生研究所や関係機関等と連携を図りながら適切に実施する。

#### 2 取組内容

##### (1) 情報の収集及び調査の推進

###### ア 情報の収集及び調査

情報の収集及び調査の推進に当たっては、国や県等と連携を図るとともに、病原体等に関する情報の収集及び調査においては、感染症対策の中核的機関である保健所と市医師会等が連携しながら、計画的に実施する。

保健所においては、感染症対策に必要な情報の収集及び疫学的調査を県衛生研究所等との連携のもとに進め、地域における総合的な感染症情報の発信拠点としての役割を担いながら、国立感染症研究所や県衛生研究所、県等の関係部署とも連携し、感染症及び病原体等の調査、試験検査に関する情報の収集等の業務を通じて、感染症対策における重要な役割を担うものとする。

また、情報の収集及び調査においては、感染症の発生動向や地域の環境、当該感染症の特性等に応じた取組を行う。また、その取組に当たっては、疫学的な知識及び感染症対策の経験を有する職員を活用する。

###### イ 感染症対策に活かす体制の整備

感染症の発生届及び積極的疫学調査に関する情報を迅速かつ効率的に収集し、感染症対策の推進に活かしていくための仕組みとして、厚生労働省令で定める感染症指定医療機関の医師からの届出等について、電磁的方法を行う等、デジタル化の推進を図る。

また、厚生労働省令で定める感染症指定医療機関の医師は、新型インフルエンザ等感染症の患者又は新感染症の所見がある者が入院した場合や、当該患者又は所見がある者が退院又は死亡した場合も、電磁的方法で報告することとし、収集した様々な情報については個人を特定しないようにした上で、連結して分析する。

##### (2) 関係機関等との連携

感染症及び病原体等に関する情報収集及び調査に当たっては、国立感染症研究所、県衛生研究所等をはじめとする関係研究機関及び食品衛生、環境衛生、動物衛生等の各部門と十分な連携を図る。



## 第4 病原体等の検査実施体制及び検査能力向上

### 1 基本的な考え方

感染症法第15条に定める病原体等の検査については、県衛生研究所、感染症指定医療機関、一般医療機関（感染症指定医療機関以外の病院、診療所をいう。以下同じ。）、その他必要に応じて民間検査機関等で行い、実施が困難な場合は、国立感染症研究所に検査を依頼する。

また、新興感染症の発生及びまん延に備え、県衛生研究所等と病原体等の検査体制について連携を図る。

### 2 取組内容

#### (1) 市における方策

##### ア 行政検査

感染症の病原体検査に当たっては、感染症対策の見地から必要と認められる場合に、保健所長の指示のもと行政検査を行う。

##### イ 検査機関等との連携

新興感染症の発生及びまん延を想定し、検査が流行初期の段階から円滑に実施されるよう、関係者や関係機関と協議の上、平時から計画的な準備を行うとともに、民間の検査機関等との連携を推進する。

##### ウ 検査の実施能力

検査体制に関する市の目標は、次のとおりとする。

（検査は、県衛生研究所及び民間検査機関等を活用して実施する）

##### 【数値目標】

項目	流行初期	流行初期以降
検査の実施能力	64件/日	1,000件/日

#### (2) 総合的な病原体等の検査情報の収集、分析及び公表のための検査体制の構築

国や県等と連携し、感染症の病原体等に関する情報収集のための体制を構築するとともに、患者情報と病原体情報が迅速かつ総合的に分析され、公表できる体制を整備する。

#### (3) 関係機関及び関係団体との連携

病原体等の情報収集に当たっては、市医師会等の関係団体、民間検査機関等と連携を図りながら進める。また、特別な技術が必要とされる病原体等の検査については、国立感染症研究所や県衛生研究所等と連携を図って実施する。

## 第5 感染症患者の移送体制確保

### 1 基本的な考え方

新興感染症の発生及びまん延時において、入院勧告した患者や入院させた患者の医療機関への移送については、保健所のみでは対応が困難な場合を想定し、平時から市消防本部等と連携するとともに、民間事業者への業務委託を行う等、移送体制の確保に努める。

また、感染症患者を迅速かつ適切に移送するため、市消防本部等に対して、感染症に関する的確な情報を提供する等、密接な連携を図り、協力を求めるとともに、必要に応じて保健所に患者搬送車等の配置を行う等、適切な業務執行体制を整備する。

### 2 取組内容

#### (1) 感染症患者の移送のための体制の確保の方策

##### ア 役割分担

感染症患者の移送については、発生及びまん延した感染症の性状を踏まえ、必要に応じて市消防本部等との役割分担を行う。

あわせて、民間事業者への業務委託等を検討する。

##### イ 業務執行体制の整備

感染症発生時における患者の移送については、必要に応じて患者搬送車等の配置を行う等、適切な業務執行体制を整備する。

##### ウ 最新情報の共有

新興感染症の発生・まん延時の感染疑い患者の移送においては、国から随時周知される国内外の最新の知見等を踏まえて、県、市、医療機関及び市消防本部等が機動的に対応できるよう情報を共有する。

##### エ 移送体制の確保

新興感染症等にかかっていると疑うに足りる正当な理由がある者の発生に備え、平時から移送体制の確保に努める。

#### (2) 関係機関及び関係団体との連携

##### ア 市消防本部等との連携

感染症法第21条（第26条第1項又は第2項において準用する場合を含む。）又は第47条の規定による移送を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、市消防本部と連携する場合は「申し合わせ事項」、市外の消防機関と連携する場合は「協定」を結び対応する。

また、平時から医療機関の受入体制の情報を共有する枠組を整備す

る。入院調整等については、県との連携体制の構築等により、移送の対象及び感染症の特性を踏まえた安全な移送体制の確保と救急搬送体制の確保の観点にも十分留意し円滑な移送を実施する。

#### **イ 民間事業者の活用の検討**

一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症等の発生に備え、民間事業者等の活用について検討する。

#### **ウ 高齢者施設等との連携**

高齢者施設等に入所しており、寝たきりや重度障がい等の配慮を必要とする方の移送については、高齢者施設等とも連携し、移送の際の留意事項を含めて協議する。

## **第6 宿泊療養施設の確保**

### **1 基本的な考え方**

新興感染症が発生した場合には、自宅療養者等の家庭内感染等や医療体制のひっ迫を防ぐ等の観点から、新興感染症の特性や発生及びまん延の状況を考慮しつつ、宿泊療養施設の体制を整備できるよう、県や関係機関と協議の上、平時から計画的な準備を行っていく。

### **2 取組内容**

#### **(1) 宿泊療養施設の確保の方策**

県が整備する宿泊療養施設の確保居室数を確認し、感染症の発生及びまん延時は、県及び民間宿泊業者等と協議・連携して対応する。

#### **(2) 宿泊療養施設の運営体制の構築**

宿泊療養施設の運営に係る体制確保については、県と連携しながら進めていく。感染症の発生及びまん延時には、医療提供体制の状況を踏まえつつ、県と協議しながら円滑な宿泊療養施設の運営体制を構築する。

## 第7 外出自粛対象者の療養生活の環境整備

### 1 基本的な考え方

新型インフルエンザ等感染症または新感染症の外出自粛対象者（以下「外出自粛対象者」という。）への対応については、体調悪化時等に、適切な医療に繋ぐことができるよう健康観察の体制を整備する。あわせて、外出自粛対象者が生活上必要な物品等を入手できるよう、生活上の支援を行う。

また、外出自粛対象者が高齢者施設や障がい者施設等において過ごす場合は、施設内で感染のまん延を防止するための感染対策の支援を強化する。

### 2 取組内容

#### (1) 外出自粛対象者の療養生活の環境整備の方策

##### ア 健康観察の実施

外出自粛対象者の健康観察の実施に当たっては、第二種協定指定医療機関をはじめとする医療機関、市医師会等医療関係団体からの協力や県との連携により、体調悪化時等に適切な医療に繋ぐことができる健康観察の体制整備を行う。

##### イ 食料品等の支援

外出自粛対象者に対し、県と協力し民間事業者等への業務委託を活用して、食料品や生活必需品等を支給する等の支援を行う。また、自宅療養時における適切な医薬品の支給体制の確保や、福祉ニーズのある外出自粛対象者が適切なサービスや支援を受けられるよう、関係団体や関係事業者等との連携を図る。

##### ウ 県等との連携

外出自粛対象者の健康観察や生活支援等を行うに当たり、積極的に県や関係機関と連携し、必要な範囲で患者情報の提供を実施する。

##### エ 地域医療連携の強化

在宅の高齢者や障がい者が外出自粛対象者となった場合にも、自宅で療養生活を送れるよう、かかりつけ医等に相談・受診できる体制の整備や薬の配送、訪問看護の利用等、地域医療連携の強化を図る。

##### オ ICT 活用

健康観察や生活支援等を効率的に行うため、ICT を積極的に活用する。

#### (2) 高齢者施設や障がい者施設等における療養環境の整備への支援

高齢者施設や障がい者施設等の施設内における新興感染症のまん延を防止するため、医療機関との連携や専門家の派遣により、ゾーニング等の感染対策の助言を行うことができる体制を平時から確保しておくとも

に、クラスター発生時は必要に応じて現場指導等を実施する。

また、施設入所を継続しながら療養を行えるよう、施設と施設の配置医師や協力医療機関が平時から情報共有や役割分担の協議を行い、かかりつけ医機能を発揮できるような地域医療体制の構築を図る。

## 第8 感染症の予防に関する人材の養成及び資質向上

### 1 基本的な考え方

多様な感染症に対し、医療現場における感染症専門職の他にも、介護施設等感染拡大防止対策を行う感染管理の専門家や、感染症の疫学情報を分析する専門家に加え、行政において感染症対策の政策立案や調整を担う人材等、多様な人材の確保が改めて必要になっている。これらを踏まえ、感染症に携わる人材を確保するため、感染症対策や対応の役割を担うことができる人材の養成を推進する。

### 2 取組内容

#### (1) 人材の養成及び資質の向上

保健所職員は、国立保健医療科学院、国立感染症研究所等において実施される感染症に関する講習会を受講するとともに、国、県及び関係学会等が実施するセミナーや研修会等に参加すること等により、専門性の向上を図る。

また、保健所内において職員向けの実践的な研修を実施し、感染症発生時に保健所で対策の中核を担う人材を養成する。また、有事の際は、その人材を中心に業務を実施する。

さらに、感染症に関する知識を習得した者を研修の講師等に積極的に活用し、その成果の共有を図る。

#### 【数値目標】

項目	目標値
保健所職員等を対象とした研修・訓練の回数（※）	年1回以上

※国や国立感染症研究所、都道府県、他の医療機関等が実施する研修・訓練への参加も含む

#### (2) IHEAT 要員の活用

感染症発生時に IHEAT 要員からの支援体制を確保するため、県と連携して、IHEAT 要員の確保・拡充を図るとともに、IHEAT 要員及びその所属機関との連絡体制の整備や連携の強化に取り組む。

また、平時から研修や実践的な訓練の実施等、IHEAT 要員の活用を想定した準備を県と連携しながら行う。

#### (3) 関係機関の職員等に対する研修及び支援

保健所は、高齢者施設、障がい者施設及び保育施設等の職員への研修を行い、平時から感染症への意識を高め、発生時は迅速かつ適切に対応できる人材の養成を行う。

また、それぞれの施設で感染対策マニュアル・業務継続計画（BCP）を作成し、有事の際はそれをもとに対応できるような体制を構築するよう支援していく。



## 第9 感染症の予防に関する保健所の体制確保

### 1 基本的な考え方

保健所は、地域の感染症対策の中核的機関として、感染症の発生時に積極的疫学調査等の専門的業務を十分実施するとともに、感染拡大時にも感染症への対応と並行して健康づくり等地域保健対策も継続することが重要である。

そのため、感染症の拡大を想定し、保健所における人員体制や設備等の整備、IHEAT 要員や庁内各部局からの応援体制を含めた人員体制、受入体制の構築を図る。

### 2 取組内容

#### (1) 感染症の発生予防及びまん延防止に関する保健所の体制確保

##### ア 本市組織内での役割分担

保健所は、感染症発生時における連携体制を確保するため、平時から本市組織内で協議し、職種の専門性を活かし、役割分担を共有する。有事においては、国の通知等から情報を収集し、組織内、職員間でタイムリーに情報を共有するよう体制を整備する。

学校、高齢者施設、障がい者施設及び保育施設等を所管する担当課においては、保健所と連携し、統括的な役割を担えるよう体制の構築を図る。

##### イ 人員体制や設備の整備

健康危機発生時に備えて、外部人材の活用も含めた必要な人員の確保、受入体制の整備、必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等を行い、体制を整備する。

また、体制の検討に当たっては、感染症のまん延が長期間継続することも考慮し、必要となる保健所の人員体制や設備等を想定するとともに、感染症発生時には、その体制に迅速に切り替えることができるようにする。業務マニュアルの整備等、詳細については対処計画に記載する。

さらに、職員の勤務体制の管理等を行い、メンタルヘルスケアに配慮する。

##### ウ 業務の効率化

保健所の業務体制の検討に当たっては、県とも調整しながら、必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄をはじめ、業務の外部委託や県との連携による一元的な実施、ICT の活用等による業務の効率化を進める。

##### エ IHEAT 要員の確保

流行開始から1か月間に想定される業務量に対応する保健所の人員

確保数及び即応可能な IHEAT 要員の確保数に関する目標は、以下のとおりとする。

**【数値目標】**

項目	目標値
流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数（※1）	87人 (内訳：事務職14人、 専門職73人)
即応可能な IHEAT 要員の確保数（※2）	30人

- ※1 コロナ 第7波 1日最大発生数 501人 (R4.8.25)  
最大発生日を中心として7日間 (8/22~8/27) の平均発生数は360人のため、その数で算出  
1人当たりの1日勤務時間は11.5時間 (8:30~21:00) で計算
- ※2 事務職は、保健所職員と本庁からの応援職員による配置を想定  
専門職は保健所・本庁の保健師等有資格者を配置し、不足分を IHEAT 要員で確保することを想定  
R5.10.31時点の IHEAT 登録者数 25人 (山形市在住者)  
コロナ対応時、看護協会からの1日最大派遣人数 16人

**オ 山形市保健所における対処計画の策定**

感染症危機時に迅速に対応できる保健所体制を整備するために、平時から有事に備えた対処計画を定め、その実現に必要な人員、物資等の確保等を見込んでおく。

**カ 統括保健師等の配置**

健康危機管理を含めた地域保健施策の推進や地域の健康危機管理体制を確保するため、保健所に保健所長を補佐し業務を横断的に調整する保健師等を配置する。

**(2) 関係機関等との連携**

保健所は、感染症発生時における連携体制を確保するため、平時から、地域の関係機関、県衛生研究所等と協議し、役割分担を確認するとともに、感染症発生時は必要な情報の収集、分析、対応策の企画立案・実施、リスクコミュニケーション等を行う。

また、医療機関等と発生を想定した訓練を実施し、感染症発生に備え連携を強化する。

## 第10 緊急時における対応

### 1 基本的な考え方

最新の知見を共有し、感染症の特性に応じた対応を行う。

### 2 取組内容

#### (1) 感染症の発生予防及びまん延防止並びに医療の提供のための施策

##### ア 関係医療機関等への周知

一類感染症、二類感染症又は新感染症の患者の発生及びまん延に備え、患者が発生した場合の具体的な医療提供体制や移送の方法等について必要な対策を関係機関等へ周知する。

##### イ 医師等に対する協力要請

緊急時には、感染症の患者の病状、数、その他感染症の発生及びまん延の状況を勘案して、必要な措置を定める。また、医師及びその他の医療関係者に対して、当該措置の実施に対する必要な協力を求め、迅速かつ的確な対策を講じる。

##### ウ 県等に対する支援要請

新感染症の患者の発生や生物兵器を用いたテロリストによる攻撃が想定される場合等、緊急を要し、市が単独で感染対策をすることが困難な場合は、県等に対し職員や専門家の派遣を要請し、その支援を受けながら、適切な対策を講じる。

#### (2) 県等との連絡体制

##### ア 連絡体制の整備

感染症法第12条第2項に規定する感染症の発生状況についての県への報告等を確実に行うとともに、特に新感染症への対応を行う場合や、その他感染症への対応について緊急と認める場合は、県との緊密な連携を図り適切に対応する。また緊急時に備えて県が整備する連絡体制等に協力する。

##### イ 検疫所との連携

検疫所から、一類感染症の患者等を発見した旨の情報提供を受けた場合には、検疫所と連携して、同行者等の追跡調査、その他のまん延防止に必要なと認められる措置を行う。

##### ウ 情報の収集・提供

緊急時においては、市内で患者が発生した場合（患者発生が疑われた場合）は、詳細に情報を収集するとともに、県に情報を提供し、緊密な連携を図る。

### **(3) 緊急時における情報提供**

#### **ア 本市組織内への情報共有**

国や県からの通知をはじめとする感染症に関する最新の情報等を全庁的に共有し、施設等を所管する担当課は、施設等へ必要な情報を発信し情報提供を行う。

#### **イ 市民への情報提供**

緊急時においては、過度な不安の助長防止の視点も考慮しつつ、感染症の患者の発生状況や医学的知見等、市民が感染予防等の対策を講じる上で有益な情報を可能な限り提供する。その際は、個人情報の保護に十分留意しつつ、患者及び第三者の権利・利益を不当に侵害することのないよう十分注意を払いながら、情報提供媒体を複数設定し、市民が理解しやすい内容で情報提供を行う。

## 第11 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに患者等の人権尊重

### 1 基本的な考え方

市は、感染症に関する適切な情報の公表や正しい知識の普及啓発等を行うとともに、まん延防止のための対応を行うに当たっては、患者や医療従事者等の人権を尊重する。

また、医師等は、患者等への十分な説明と同意に基づいた医療を提供する。

市民においては、感染症の予防について正しい知識を持ち、自らが必要な予防を講じる。

それぞれの役割分担のもと、患者等の人権を尊重し、差別や偏見を受けないことがないよう配慮しながら、感染症のまん延防止に努める。

### 2 取組内容

#### (1) 市における方策

##### ア 情報提供・相談

患者等に対する誤解や差別、偏見、風評被害を防止するため、ホームページやSNS、研修の開催等を通して、必要な広報の実施に努める。

特に保健所は、地域における感染症対策の中核的機関として、感染症についての市民への情報提供、相談等を行う。また、保健所が患者等に対して調査等を行うときは個人情報の保護に十分配慮し、まん延を防止するため入院が必要になるときには患者に説明の上で入院を勧告し、入院の延長に関しては感染症診査協議会の意見を聞く等、人権を尊重して対応する。

##### イ 個人情報保護に関する指導

患者に関する情報の流出防止のため、医療機関を含む関係機関の職員に対して研修等を通し、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るとともに、適切な指導を行う等、その徹底を図る。

##### ウ 相談窓口の設置

新興感染症の発生・まん延時において、必要に応じ、県と連携しながら受診相談や健康相談、ワクチン接種に関する相談等、市民の利便性が高い相談窓口を設置する。

なお、設置に当たっては、新型コロナウイルス感染症の相談窓口における課題（感染拡大時の繋がりにくさ等）を踏まえる。

##### エ 患者等の人権尊重

感染症の発生及びまん延時に、感染者やその関係者及び医療従事者等が差別、偏見、誹謗中傷を受けないことがないよう、患者等の人権を尊

重する。

#### **オ 研修の実施**

高齢者施設等や保育施設等の職員に対して、定期的に研修等を実施し、感染症についての正しい知識を普及し、感染症の予防、まん延防止に向けた取組を促進する。

#### **カ 障がい者への対応**

障がい者については、それぞれの特性に配慮するため、手話や音声ガイドダンス及び啓発物等を活用し、感染症についての正しい知識を普及し、感染症の予防、まん延防止に努める。

### **(2) 普及啓発及び人権の尊重のためのその他の方策**

#### **ア 届出に伴う対応**

患者等の個人情報を守るため、医師が感染症法第12条第1項の届出を行った場合には、状況に応じて、患者等へ当該届出に伴う所要の対応を行う。

#### **イ 報道機関への情報提供**

報道機関に対しの確かな情報を提供し、感染症に関して誤った情報等が報道された場合には迅速に対応する。

さらに、多様な媒体を通じて、常に感染症に関する正しい知識を広く普及できるよう努める。

特に、新型コロナウイルス感染症は、ウイルスの変異等により感染対策が変化していったことを踏まえ、新興感染症が発生した際は状況変化に応じた適切な感染対策について、正確かつタイムリーな広報を行う。

### **(3) 関係機関及び関係団体との連携**

国や他の地方公共団体等と密接な連携を図るため、積極的に情報の交換を行っていく。

## 第12 その他感染症予防の推進に関する重要事項

### 1 施設内感染の防止

#### (1) 関係機関との情報共有

病院、診療所、保育施設・高齢者施設等において感染症が発生又はまん延しないよう、最新の医学的知見を踏まえた施設内感染に関する情報をこれら施設の開設者または管理者に適切に提供する。

また、これらの施設の開設者及び管理者は、提供された感染症に関する情報に基づき、必要な措置を講じるとともに、普段より施設内の患者及び職員の健康管理を行うことにより、感染症の早期発見・早期治療ができる体制を整えるよう努める。

#### (2) 医療機関と関係機関との情報共有

医療機関においては、院内感染対策委員会等を中心に院内感染の防止に努めることが重要であり、実際に講じた措置等の情報について、市や他の医療機関及び福祉施設等に情報提供し、情報共有を図るよう努める。

### 2 災害防疫

災害発生時の感染症の発生の予防及びまん延防止の措置は、生活環境が悪化し、被災者の病原体に対する抵抗力が低下する等の悪条件下に行われるものであるため、迅速かつ的確に所要の措置を講じる必要がある。そのため、保健所等を拠点として、医療機関の迅速な確保、防疫活動、保健活動等を実施する。

### 3 外国人への対応

海外から本市を訪れる人は増加傾向にあり、その来訪目的も多岐にわたっている。感染症法は、国内に居住し、又は滞在する外国人に対しても同様に適用されるため、保健所等に感染症対策についての外国語で説明したパンフレット等を備えるほか、ホームページ等の多言語対応について周知する。

また、外国人に対する疫学調査や入院調整等を円滑に行えるよう、ICTツール等の活用を検討するとともに、医療機関に対して、医療通訳等のサービスについて情報提供を行う等、外国人が安心して受診できる体制整備を行う。

さらに、市内に居住する外国人に加え、就労等で長期間滞在する者に対して定期的な健康診断を勧奨する等、適切な感染症対策を講じる。

#### **4 薬剤耐性対策**

国のアクションプランに沿った薬剤耐性（AMR）（以下「AMR」という）対策のための対策強化に取り組む。

さらに、AMR 対策等の新たな課題にも的確に対応できるよう、薬剤師等も含む多様な職種の人材養成を行う。

あわせて、医療機関に対し、感染予防策のより一層の徹底を図るとともに、国が示す治療方針等の周知により、広域抗菌薬の濫用防止と、抗菌薬の適正使用を推奨していく。また、病院等と情報共有し連携を図る。

村山地域における AMR 等対策ネットワーク会議の運営に協力し、医療機関と抗菌薬の適正使用等について情報共有や意見交換を行う。

#### **5 後遺症への対応**

新興感染症の発生及びまん延により、罹患後症状（いわゆる後遺症）が発生した場合は、その症状、対症療法及び受診可能な医療機関等に関する情報の提供を積極的に行う。



## 用語集

本計画では、以下の用語を用いる。

用語	用語の意味等
新興感染症	国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある新たな感染症（新型インフルエンザ等感染症、指定感染症（当該指定感染症にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものに限る。）及び新感染症）
感染症発生動向調査	感染症法に基づき、感染症の発生状況を把握・分析し、情報提供することにより、感染症の発生及びまん延防止を目的として行う調査
積極的疫学調査	感染症法第 15 条に規定する感染症の発生の状況、動向及び原因の調査
二次感染	ある感染症に最初に感染した個体（初発例）から他の個体が続発的に感染を受けること
検疫感染症	検疫法第 2 条第 3 項に規定する国内に常在しない感染症のうち、その病原体が国内に侵入することを防止するため、その病原体の有無に関する検査が必要なものとして政令で定めるもの
感染症指定医療機関	厚生労働大臣または都道府県知事が指定する、新感染症、一類感染症及び二類感染症の患者の医療を担当する感染症指定医療機関（一定の基準に合致する感染症指定病床を有する医療機関）
薬剤耐性（AMR）	病原微生物に対して、本来なら効くはずの抗微生物薬が効かない、もしくは効きにくくなること ※ <u>Antimicrobial Resistance</u> の略
リスクコミュニケーション	リスク分析の全過程において、リスク評価者、リスク管理者、消費者、事業者、研究者、その他の関係者の間で、情報及び意見を相互に交換すること

## 略称集

本計画では、以下の略称を用いる。

略称	正式名称・意味等
感染症法	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）
改正感染症法	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 96 号）
基本指針	感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（平成 11 年厚生省告示第 115 号）
特定感染症予防指針	感染症法第 11 条に規定する特定感染症予防指針
新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症（COVID-19）
本計画	感染症法第 10 条第 14 項に規定する感染症の予防のための施策の実施に関する計画（山形市感染症予防計画）
平時	患者発生後の対応時以外の状態
県	山形県
新型インフルエンザ等対策行動計画	新型インフルエンザ等対策特別措置法第 8 条に規定する新型インフルエンザ等対策行動計画（山形市新型インフルエンザ等対策行動計画）
I H E A T	感染症のまん延等の健康危機が発生した場合に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組み ※ <u>I</u> <u>nfectious</u> <u>d</u> isease <u>H</u> ealth <u>E</u> mergency <u>A</u> ssistance <u>T</u> eam の略
対処計画	健康危機対処計画 地域保健法に基づき国が策定する「基本指針」に基づく保健所の健康危機管理体制について定めるもの

## 感染症法の対象となる感染症の分類と考え方

分類	規定されている感染症	分類の考え方
一類感染症	エボラ出血熱、ペスト、ラッサ熱等	感染力及び罹患した場合の重篤性からみた危険性が極めて高い感染症
二類感染症	結核、SARS、MERS、鳥インフルエンザ(H5N1、H7N9)等	感染力及び罹患した場合の重篤性からみた危険性が高い感染症
三類感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症等	特定の職業への就業によって感染症の集団発生を起こしうる感染症
四類感染症	狂犬病、マラリア、デング熱等	動物、飲食物等の物件を介してヒトに感染する感染症
五類感染症	インフルエンザ、梅毒、性器クラミジア感染症等	国が感染症発生動向調査を行い、その結果等に基づいて必要な情報を一般国民や医療関係者に提供・公開していくことによって、発生・まん延を防止すべき感染症
新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、再興型コロナウイルス感染症	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インフルエンザ又はコロナウイルス感染症のうち、新たに人から人へ伝染する能力を有することとなったもの</li> <li>・かつて世界的規模で流行したインフルエンザ又はコロナウイルス感染症であってその後流行することなく長期間経過しているもの</li> </ul>
指定感染症	現在該当する感染症はなし	既知の感染症で、一類から三類感染症と同等の措置を講じなければ、国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある感染症
新感染症	現在該当する感染症はなし	人から人に伝染する未知の感染症であって、重篤かつ、国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある感染症